

多様社会における「易化言語」の役割の考察 — ドイツ語圏における言語変種の使い分けからみえるもの —

小出 芳生[†]

Consideration of the roles of “simplified languages” in a diverse society — Based on the different usage of language varieties in Germany —

Yoshio Koide

1. はじめに

2023年12月末に政府がまとめた在留外国人総数は341万人を超えた[1]。OECDがまとめた資料によると、日本はドイツ、アメリカ合衆国、スペインに次いで4番目に移民者の人数が多い国である[2]。街中を歩いていても確かに外国人を多く見かける。日本においては、実質の移民者数はかなり高いのであるが、政府の移民政策が積極的なものでもないこともあり移民者が多いことが一般的にはあまり意識されていない。

外国人であろうがなかろうが、その社会の一員としてその土地に生活している以上、行政や医療、また教育など生活上必要となる様々な要素がついて回る。特に日本語を母語としない者にとって日本の社会的サービスのアクセシビリティは手の届く状態になっているだろうか？移民が多い国は日本以外にもあるはずだが、そのような国ではどのような対応をしているのだろうか？例えば欧州第1位の移民国[2]であるドイツなどはどうだろうか？我々日本人が外国から来た人と共生していくためにどのような対応が可能かをドイツに学べるところがあるのではないかという考えから、本研究ではドイツの言語変種を扱う。

ドイツは、ヨーロッパの中でも移民を積極的に受け入れてきた歴史があるが、移民が増えたことにより教育の改革が急務となったことも我々が学ぶべき例と言える。ドイツでは、移民者それぞれの事情に合わせたドイツ語のコースが受けられるようになっている。各国が英語ではなく自国の言語を守り、多様な現代社会に似合った方策で社会生活を機能させるべき言語政策を打ち出していくことは、程度の差はあるにしても共通の課題ではないだろうか。各国の行政に関するホームページを閲覧してみると、その国、その土地の公用語である言語での表示が出てくる。現地語と、英語への切り替えがある場合が多いのだが、ドイツの場合、多くの行政関係のホームページの言語表記は標準ド

イツ語のほかに別の変種に切り替えられるようになっている。すなわち同じドイツ語ではあるが、2種類あるということである。それが、標準ドイツ語であるHochdeutsch (Standard Sprache), そして書き換えられたドイツ語 Leichte Spracheである[3]。そしてさらにもう一つ言語変種が存在するのである。

2. Leichte Sprache (軽い言語) と Einfache Sprache (簡単な言語)

現在ドイツには下記の3つの言語変種が存在する。

・Hochdeutsch als Standard Sprache (標準言語としての高地ドイツ語)

・Leichte Sprache (軽い言語) としてのドイツ語)

・Einfache Sprache (簡単な言語) としてのドイツ語)

標準ドイツ語のほかに2つの変種があるのであるが、どちらも標準言語のテキストから単純化し、わかりやすく翻訳したものであることには変わりがなく、2つが違うとは一見分かりにくい。しかし目的や用途はやはり違うようである。以下に詳細を記す。なお、便宜上、筆者は、これらの単純化された言語の総称を〈易化言語〉とする。

2.1 Leichte Sprache — 〈軽い言語〉

ドイツ言語協会 (GfdS) [4]は、Leichte Sprache — 〈軽い言語〉は、一種の非常に難易度の低い言語であると定義し、対応するテキストは多くの場合、言語的のみならず内容的にも大幅に簡易化され、標準言語よりもより多くの説明が含まれるとしている。それは、〈軽い言語〉は精神障がいがある人や認知的に制限がある人を主な対象者としているからである。〈軽い言語〉の文章はコントロールされた語彙、単純化された文構造、そして文字のデザインの特長が特徴とされる。多くの場合、文章の内容の理解を助けるための画像などが含まれるとし、様々な規則があるこ

[†]2023年度修了 (人文学プログラム)

とを挙げている。ルールは次の通りである。

1. 短文を用いる（副文は使わない）。2. 一文につき一情報。3. 一般的な語彙（外来語、専門用語は使わない）。
4. 長い単語はハイフンで区切る。5. 難解な用語は説明する。6. 類義語の使用を避け同じ単語で統一する。7. 比喩表現、描写表現は使わない。8. 省略語は使わない。9. 名詞を多用するのではなく、動詞で説明する。10. 受動表現は使わない。11. 第二格（属格）および条件法を使わない。12. 具体例を挙げる[5]。

以上のように言葉の壁なしに誰もが理解できる情報提供のために用いられる〈軽い言語〉は、短い文とやさしい単語で表現されているドイツ語の簡略化された形式であると言える。デュッセルドルフ市の例を挙げてみると、当市では、市のホームページをはじめ、公共施設（幼稚園、図書館等）、学校等のホームページにはほとんど必ずと言っていいほど〈軽い言語〉への言語変種切り替えができるようになってきている。しかし、これはデュッセルドルフ市独自の取り組みではなくドイツ連邦法務局が2002年4月27日に制定した障がい者平等法（Gesetz zur Gleichstellung von Menschen mit Behinderungen; BGG）[6]の第11条で「わかりやすさと〈軽い言語〉」という条項を設けて「公的権利の施行者は身体的、精神的、知的障がい者に対し、わかりやすく簡便な言語で意思疎通をはからなければならない。要求に応じて、特に公的な通知、一般判決、公的な契約・書式などは簡便でわかりやすい方法で説明するものとする。」と定めているからにはほかならない。

2.2 Einfache Sprache—〈簡単な言語〉

一方のEinfache Sprache—〈簡単な言語〉についてGfdSは、〈簡単な言語〉の統一的な定義はなされていないとし[4]、〈軽い言語〉のように一定の定義に基づくドイツ語の一種とされるべきなのか、それとも〈簡単な言語〉は文脈、対象者と内容によって可能な限りシンプルに表現する形式であるべきなのかはケースバイケースで非常に異なる基準が適応されているようである。なお、〈簡単な言語〉の主な対象者は読解能力の低い人々であり、ドイツ語を第二言語とする人、または外国語とする人、そして学習障がいがある人々も〈簡単な言語〉からは利益を受けることができるとしている[4]。〈簡単な言語〉による文章は、通常は標準言語を読む人も使用することができる。また、専門的な内容を非専門家や専門外の人に伝える場合に〈簡単な言語〉を使用する人々もいる。それらは、特に医学、法律や行政の分野で多い。この部分は市民にやさしい行政用語のコンセプトと重なる（わかりやすい法律用語と行政用語の使用-Verständliche Rechts-und Verwaltungsspracheに基づく）[4]。これは、専門的な情報が一般に理解されるよう処理することを目的としている。法律用語や行政用語は非常に長く、文章構造も複雑で一般の人々には理解しにくいからである。この〈簡単な言語〉で書かれた時の言語レベルは平均的な人の理解度を目安にしている。正書法、

記号や文法に関する決まりは標準言語のそれと変わりはない。〈簡単な言語〉にも語彙、文とテキストレベル上の一定の規則が適応されるが、それほど厳格ではない。全体としては、〈軽い言語〉と比較して許容される語彙が多くなり、文章が多少複雑になる可能性がある。GfdSが〈簡単な言語〉に翻訳しているその他のテキストとしては、年金政策に関するテキスト、さまざまな法的問題に関するテキストなどがあり、その対象者は、子供と青少年、ドイツ語を外国語とする人々、ドイツ語を第一言語とするも標準理解レベルに達していない人々等である。

2.3 〈軽い言語〉と〈簡単な言語〉の使われ方

〈軽い言語〉は言語弱者、障がいがある人々への配慮、社会を形成するすべての多様な人々を念頭に考えられていることがわかる。したがって福祉の面からの言語政策であると言える。

一方、〈軽い言語〉には様々な批判もあり、ドイツの放送局WDR（西ドイツ放送）、DLF（ドイツラジオ）などが〈軽い言語〉による番組を放送したところ非難の声が多く上がり、「聴者を子ども扱いしている」「見下している」「もはやドイツ語ではない」などといった批判がなされた。

〈軽い言語〉に対しては次の7つの批判（誤解）が出されている。

1. ほとんどのウェブサイトでは〈軽い言語〉は不要であるにもかかわらず、〈軽い言語〉で表記されなければならないのは意味があるのかという批判。
2. インクルージョンの考え方が行き過ぎており、個々のターゲットグループによって調整されるべきであるという批判。
3. 大きいフォントサイズやイラスト、写真などの使用が含まれる〈軽い言語〉によるテキストのレイアウトはしばしばひどいものになってはいないかという批判。
4. 〈軽い言語〉のテキストは翻訳である。翻訳である以上、原文からの不均衡を生み出しているという批判。
5. 〈軽い言語〉は幼稚である。属格の不使用や受動表現の不使用は内容的にも構造的にも原文よりも乏しいものになってしまうという批判。
6. あらゆるテキストはこの手の翻訳を通じて簡略化され、やさしくすることができるが、問題はどの程度機能していて、意味があるのかという批判。
7. これらのテキストは通常の読み物としてのテキストからかけ離れており、厳格なルールのため読みにくく、読者を疲れさせてしまう。複合語のハイフンも結局はなじみがないものであるという批判。（筆者意識・要約）[7]

こうした批判からできたのが〈簡単な言語〉ではないのかというのが筆者の推測である。〈簡単な言語〉は標準言語と〈軽い言語〉の中間的存在で、ドイツだけでもおよそ620万人いるとされている読解が苦手な人々が読みやすいものになっている。さらに厳格に定められたルールもないため様々な応用も可能で、〈軽い言語〉ほどは目立たない

ながらも様々な活用がされているようである。ここで2つの〈易化言語〉の相違点を表にまとめてみた。

表1 二つの〈簡易言語〉の相違点

〈軽い言語〉	〈簡単な言語〉
法的認知あり	法的認知なし
単純化された文法・能動文・平易な語彙・短文・複合名詞分割	厳格な構文基準なし・複文あり・一般的な語彙（外来語は避ける）
理解補助のための画像やイラスト使用、文字の大きさ・フォントの工夫	視覚的補助の規定なし
コンテンツは大幅に簡略化ただし説明が多く含まれる	標準言語に準ずる内容むしろ語彙は多くなり文章も複雑化する場合がある
精神障がい者・認知障がい者が主要ターゲット	読解力の低い読者・ドイツ語能力が年齢相応でない者・ドイツ語学習者が対象
ターゲットの社会参加のため	一般に理解される専門用語、行政用語の確立（市民にやさしいコンセプト）
両者に共通する問題点として、コンテンツの省略及び改ざん、言語が子供っぽくなる点、また両者の明確な区別がないことが挙げられる	

〈軽い言語〉が官公庁、学校、公共施設の案内によく使われているのに対して、〈簡単な言語〉の方はインターネット上でもそれほど頻繁には出てこない。しかし、少し視点を変えると〈簡単な言語〉による出版物を出している例がある。

デュッセルドルフ市と同じくノートライン・ヴェストファーレン州のミュンスターにあるSpaß am Lesen Verlagという出版社では、〈簡単な言語〉で書かれた新聞、雑誌、学習教材、そして文学作品の〈簡単な言語〉版の出版をしている[8]。出版社名もSpaß am Lesen, すなわち、「読む楽しみ」となっているので言語構造や難解な表現によって読むことの楽しさを阻害しないようにとの考えに基づくものであろうか。この出版社が提供しているものは、通常のネット販売と変わりはないのであるが、いわば〈簡単な言語〉に特化した出版社とも言えるであろう。もう一つは西ドイツ放送のインターネットサイトに〈簡単な言語〉が使われている例がある[9]。なぜ上記の2社が〈簡単な言語〉を使っているのだろうか。福祉的な言語政策から障がい者支援団体がデュッセルドルフ市にも集中していること以外に、デュッセルドルフやマルブルク、ミュンスター、ケルンなどがあるヘッセン州、ノートライン・ヴェストファーレン州は、外国人も多い地域である。現在では数多くある地方都市のひとつに見えるこれらの都市であるが、ここは第二次大戦後、ボンに西ドイツの首都が置かれ、周辺都市が発達した地域である。すなわち、歴史的に見て外国人が多いというのは、当然の成り行きだと言えるのかもしれない。外国人集住地域であることが、出版社や放送局によって〈簡単な言語〉が使われる機会を増やして

いると考えられる。出版社もラジオ局も対外的メディアである。多種多様な人々が当地に在留していれば言語的なニーズも以前からあったにちががなく、その意味では言語変種を活用した政策が進みやすかったのかもしれない。〈簡単な言語〉があったからこそ、それぞれのコミュニティーでそれぞれの言語が使われてきたに違いないのである。

2.4 世界言語宣言

UNESCOで1996年に採択された世界言語権宣言というものがある[10]。これは1996年にスペインのバルセロナで宣言された言語権に関するものである。その中の第3条では、言語権は譲渡できない個人の権利として考慮され、各個人は言語コミュニティーの成員として認められる権利、及び公私ともに自らの言語を話す権利を有するとしている。さらに、第10条では、すべての言語コミュニティーは等しく権利を有するとされ、政治的主権の程度の差、社会的、経済的またはその他の定義による状況の文字化、更新、近代化等は言語コミュニティーへの差別であると考えられるとし、個人的にも社会的にも言語に対する保証を謳っている。

こうした考え方を一つの言語に存在する言語変種に適用した例がドイツ語圏の〈軽いドイツ語〉と〈簡単なドイツ語〉と言えるであろう。官庁語を市民に押し付けるのではなく、その地域や立場、様々な事情で個人が公私共に日常使用して理解できる範囲の変種が保証されるということが言語権を守るといふことに他ならないということになる。

3. 一つの原文から

これまで述べてきたように、ドイツ語の〈易化言語〉には〈軽い言語〉と〈簡単な言語〉がありそれぞれの特徴を生かした使い分けがなされている。では実際にこれらの3変種はどのように異なるのだろうか。標準ドイツ語の原文から、〈軽い言語〉と〈簡単な言語〉に易化翻訳したものの比較検討をしてみる。

3.1 Standardsprache標準ドイツ語（原文）

まず、標準ドイツ語による原文を示す。これは、デュッセルドルフにあるテキスト校正および翻訳事務所“Anne Fries”がホームページで公開している例文から取ったものである[11]。

Frische Zutaten, mit Liebe und Können zusammengestellt, auf den Punkt gegart, gebacken oder gebraten und mit den richtigen Gewürzen abgerundet – so kreieren Sie raffinierte Gaumenfreuden für Ihre Gäste. Doch vor dem Genuss kommt der Blick in die Speisekarte. Sie sollte so gestaltet sein, dass einem schon beim Durchblättern das Wasser im Munde zusammenläuft. (以下省略)

「新鮮な食材を技術と愛情を込めて組み合わせ、完璧に調理し、焼き、または揚げ、適切なスパイスで仕上

げる。これがお客のために洗練された料理を作る方法です。しかし、それを楽しむ前に、メニューを確認する必要があります。一枚一枚めくるだけで、口内に唾液が溢れてくるようなデザインにする必要があります。」(筆者意識)

まず、原文であるが、簡潔にまとめられた短い文章でいたって一般的なドイツ語の文章だという印象を受ける。しかし、それはあくまでもドイツ語を母語とする人々、または、ドイツ語に精通した読者にとってであるということである。ドイツ語は多くの欧州語の例にもれず、主語の後に動詞が続くのが大原則の言語である。しかし、重文はそういうわけにはいかず、関係代名詞を介して構文を形成するのであるが、述語は従属節の最後に来なくてはならず、それによって従属節を閉じるマーカーとして機能している。したがって従属節のルールを理解しそれに順じていれば何ら問題はないはずである。しかし、閉じられた従属節にさらに新たな別の文を接続することもあり、そうすると文章がかなり長くなることもあり、慣れていないと読みづらい事になりはしない。しかもドイツ語の単語は元から長めであり、複合語もよく使われるためそれがさらに読みにくさを大きくしている。それに加えて、分離動詞の存在、条件法や修辭法などが見え隠れし、話し言葉にはない表現も見られ書き言葉に慣れ親しんでいない場合はやはり難解な部分があると言えよう(本文に~~~~で示した部分)。一読して、この文章がレストランのメニューについて書かれていることがすぐさま理解できたのだろうか。しかしながらこれが書き言葉として発展してきた「高地ドイツ語」、すなわち標準公用ドイツ語なのである。上記の最初の1文に対してドイツ語の構文構造を示してみる。

Frische Zutaten, mit Liebe und Können zusammengestellt,
新鮮な原料 愛と技術を両立
auf den Punkt gegart, gebacken oder gebraten und mit
完璧な調理 焼き上げた 揚げた
den richtigen Gewürzen abgerundet...
正しいスパイスで仕上げる...

基本構造	S+V+O
重文構造	S+V+O [RP+O+V+V+O]
	主文 副文
	重文

この構造から、文全体の意味をすぐさま読み取るのはかなり困難であろう。

3.2 Leichte Sprache (軽い言語)

Sie haben ein Restaurant?

Dann kochen Sie bestimmt sehr gut.

Oder Ihr Koch kocht sehr gut.

Sie wollen:

1. Das Essen soll schön aussehen.

2. Das Essen soll Ihren Gästen lecker schmecken.

Aber auch die Speise-karte muss schön aussehen.

Die Speise-karte sehen Ihre Gäste nämlich als Erstes.

Ihre Gäste sollen dann denken:

1. Hier schmeckt das Essen bestimmt sehr lecker!

「レストランをお持ちですか？

それならあなたは間違いなく料理がとても上手です。

あるいはあなたのシェフは料理がとても上手です。

あなたが望むことは、

1に食べ物美しく見えるべきです。

2に料理は客に美味しく感じてもらう必要があります。

しかし、メニューの見え方も美しくなければなりません。

客は最初にメニューを目にします。

客は次のように考えるはずで。

1. この食べ物は確かに美味しいです！」

(筆者意識)

〈軽い言語〉はドイツ語3種の中でも最もやさしいものである。先に述べた〈軽い言語〉12の重要原則に従って書かれている。特徴としては、1文1情報の原則を守り基本構造からそれない短い文であること、ある事柄の内容がいくつかの項目から成っているときは箇条書きにすること、複数ある項目は番号付けしていくことなどがあげられる。さらに、条件法の不使用、属格(2格)の不使用に加えて複合語はハイフンで区切っているため文章全体のレイアウトも紙面を多く使う形になっている。実際、3種の中で最も長いものである。そして何よりも、原文と大きく違うところは、何について述べられているかが最初の一文で分かる点であろう。原文は、構造的にも表現的にもある程度読み進めていかなければ、分からない部分があったが、〈軽い言語〉では第1文に「レストラン」という言葉が出てくる。これは読解上大きな助けであると言える。

3.3 Einfache Sprache (簡単な言語)

Sie haben ein Restaurant? Dann kochen Sie bestimmt sehr gut. Oder Ihr Koch kocht sehr gut. Sie wollen: Das Essen soll schön aussehen. Und das Essen soll Ihren Gästen lecker schmecken.

Aber auch die Speisekarte muss schön aussehen, weil Ihre Gäste als Erstes die Speisekarte sehen. Ihre Gäste sollen dann denken: Hier schmeckt das Essen bestimmt sehr lecker!

「レストランをお持ちですか？ それならあなたは間違いなく料理がとても上手です。あるいはあなたのシェフは料理がとても上手です。あなたが望むこと、それは、食べ物は美しく見えるべきだということ。そして料理は客に美味しく感じてもらう必要があるということです。

ただし、客は最初にメニューを見ることになるため、メニューの見栄えも良くなければなりません。そうすれば客は「この食べ物は間違いなく美味しい！」

と思うはずです。」(筆者意訳)

この〈簡単な言語〉の例では語彙的にも構文的にも、原文よりも〈軽い言語〉に近くわかりやすく読みやすいものになっている。書かれている文章の内容も実質〈軽い言語〉とほぼ同じである。ここでの〈軽い言語〉との違いは、文章のレイアウトがより標準的なことである。すなわち、一文一文を分けて書いていないこと、部分的に重文も見られること、条件法の使用があるということなどである。

3つの書き方を並べてみてわかることは、標準ドイツ語に慣れている人には〈簡単な言語〉の方が〈軽い言語〉より読みやすいであろうし、情報が整理されていて見やすいのは〈軽い言語〉ということであろう。

4. 〈易化言語〉をめぐるその他の動き

4.1 平易な言語の歴史と背景

既存の言語を簡易化させるという運動はプレーン・ランゲージ・ムーブメントとして世界各国で広がりを見せている。The International Plain Language Federation (以下IPLF) はプレーン・ランゲージ (平易な言語) を次のように定義している[12]。

読み手が必要な情報を簡単に見つけ、見つけた情報を理解し使えるようにすることがプレーン・ランゲージの目的です。この目的を果たすために、的確な言葉を選び、文章の構成やデザインを行っているコミュニケーションを、プレーン・ランゲージと定義します。

このように、コミュニケーションを目的にするために簡易化された明確に理解できる語彙を使用することを述べている。コミュニケーション、すなわち一方的な情報提供ではなく、双方のやり取りの目的のためにプレーン・ランゲージが使われているのだということである。

ドイツ語の〈軽い言語〉も〈簡単な言語〉も標準ドイツ語を易化したものとも言えるが、このような〈易化言語〉(やさしい言語)の源流は、1974年にアメリカの組織 People Firstに端を発し、1996年に彼らが開発したEasy-to-Read (やさしく読む) のアイデアに基づいている。

ヨーロッパにおいてはスウェーデンが読みやすい言語の分野で先駆的な役割を果たしている。スウェーデン国立教育庁の委員会は、1968年、最初にこのアイデアを取り上げ、「読みやすい言語委員会」も設置されている[13]。1984年には、最初の〈易化言語〉による新聞が発行され、その後も8ページの新聞「8 Sidor」が毎週発行されている。現在、この新聞はウェブサイトで読むことができる。1991年以来、スウェーデンには〈易化言語〉での出版物のための独自の出版社も存在する。読みやすい言語委員会のサービスセンターは、当局、組織、協会、企業に代わってテキストを作成し、〈易化言語〉に翻訳している。1992年以来、約3500人がいわゆる読書担当官として活動しており、読書障がいのある人々をサポートしている。対象グループには、学習障がい、聴覚障がい、機能的非識字、失読症、失

語症、自閉症、認知症、脳損傷、移民の背景を持つ人々、高齢者、子供が含まれる。フィンランド、ノルウェー、デンマーク、ベルギー、エストニア、オランダも定期的に独自の新聞を〈易化言語〉で発行している。世界各地での主な動きは次の通りである。

表2 プレーン・ランゲージに関する動き (時系列)

年	ムーブメント
1968	スウェーデン国立教育庁が「読みやすい言語委員会」設置
1974	アメリカの人権団体組織 People First 発足 (やさしい言語の源流)
1984	スウェーデンで最初の〈易化言語〉による新聞の発行。8ページの新聞「8 Sidor」
1996	UNESCO で世界言語権宣言採択 (バルセロナ)
1996	アメリカの People First が Easy-to-Read (やさしく読む) 開発
1997	ドイツで学習障がいがある人々の最初の公式ネットワーク Mensch Zuerst 設立
1998	ダウン症の人々によって書かれた新聞 Ohrenkuss 発行 (ドイツ)
2001	ドイツの Mensch Zuerst が〈軽い言語〉による最初の辞書を出版
2003	学習障がいのある女性のための新聞 Weiber Zeit 発行 (ドイツ)
2006	ドイツの〈軽い言語〉ネットワーク設立
2008	機能的非識字者のための新聞 ABC Zeitung 発行 (ドイツ)
2009	ドイツの〈簡単な言語〉による新聞「Klar & Deutlich」発行
2011	ウェブサイト nachrichtenleicht.de 発信 (ドイツ)
2018	CEFR (ヨーロッパ言語共通参照枠) 改訂版共通参照レベル

(筆者訳)

上記の表からも情報弱者をなくしていこうとする動きが見て取れる。

4.2 〈易化言語〉の活用と問題点

障がい者である前に人間であると主張し、世界の平易な言語の発端になった People First 運動は、ドイツにも到達し次のような経緯を辿った。ドイツ版ホームページには次のような記載がある[14]。

アメリカ合衆国においては、政府公文書の平易な言語への動きが1970年代に始まっている。一つには学習障がいのある人々にとって平等である権利、自己決定の権利のための社会的法整備を求めてムーブメントを起こしたのが、People Firstであった。彼らは自分たちに障がいがあること以前に、まず人間であるというその権利を主張したのであった。難解な公文書をわかりやすい言語で表す試みが始まった。これにより政府への国民からの問い合わせが減少したことや意思疎通が原因の訴訟などが減少したことが挙げられる。この考え方が1990年代にドイツに入ってくる。難解な「重

い」言語は学習障がいがある人々を排除する。学習障がいがある人々が発言できるように、すべての文章を理解できるように〈軽い言語〉が存在する。

こうした経緯があった上でドイツでは様々な人権保護団体が〈軽い言語〉に関する活動をしており、標準ドイツ語から〈軽い言語〉への翻訳を行い、そしてその翻訳文を〈軽い言語〉を必要としている当事者自らが読むことによって〈軽い言語〉の本来の機能を果たしているかをチェックする活動が行われている。〈軽い言語〉は当事者自身によって社会的に支えられていると言えよう。そしてただ平易な言語に翻訳するのではなく、レベルやニーズに合わせて、〈軽い言語〉と〈簡単な言語〉の使い分けがなされている。それは〈軽い言語〉が極端な易化によって内容が改変されることを防止し、また子供っぽい言語を避けるのにも役立っていると思われる。

表2に示したような様々なムーブメントが各地で進んでいる中、先にも述べた通り、ドイツの放送局WDR, DLFなどが〈軽い言語〉による番組を放送したところ非難の声が多く上がり、「聴者を子ども扱っている」「見下している」「もはやドイツ語ではない」などといった批判がなされた。しかしその一方で、「原文は一部の人にとって難しすぎないでしょうか」「社会参加したいのにその情報がよく理解できない人がいることを知らないのですか？」と言った声も上がり、これはまだまだ〈易化言語〉が一般によく知られていない、その意図が十分に理解されていない現状があることを示していると考えられる。

4.3 CEFR ヨーロッパ言語共通参照枠

〈軽い言語〉にせよ〈簡単な言語〉にせよ、それらの言語のレベルは可能な限り読者の能力に合ったものでなければならない。その目安になるものがヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)である。共通参照レベルはA, B, Cの3つの段階に分けられ、さらに下位分類が2つずつ、計6レベルに分かれている。Aは「基礎段階の言語使用者」、Bは「自立した言語使用者」、Cは「熟達した言語使用者」である。非常に難易度の低い言語と定義される〈軽い言語〉では、A1~A2のレベルが含まれ、〈簡単な言語〉では、A2~B1のレベルが含まれると言われている[15]。

〈易化言語〉でターゲットにしている言語使用者とは、CEFRの「全体的な使用者レベル」で次のように定められている。

A1：初級

身近な日常的な表現や、具体的な欲求を満たすための非常に簡単な文章を理解し、使用することができる。自己紹介や他者を紹介したりでき、住んでいる場所や知り合いがどんな人か、どんなものを持っているかなど、自分について質問することができ、その質問に答えることができる。対話者がゆっくり、はっきりと話し、助けてくれる場合、簡単な方法でコミュニケーションをとることができる。

A2：基礎知識保持者

身近な個人情報や家族の情報、買い物、仕事、地域などに関する文章やよく使う表現が理解できる。身近なことや一般的なことに関する情報を単純かつ直接的に交換でき、単純で日常的な状況でコミュニケーションをとることができる。自分の経歴や学歴、身近な環境、身近なニーズに関連する事柄を簡単な言葉で説明できる。

B1：進歩の進んだ言語使用者

仕事、学校、レジャーなどで身近なことに関して、明瞭な標準的な言葉であれば要点を理解できる。その言語が話されている地域での旅行中に遭遇するほとんどの状況に対応できる。身近な話題や個人的な興味のある分野について、簡単かつ首尾一貫した方法で自己表現することができる。経験や出来事を話し、夢、希望、目標を説明し、計画や見解について手短に簡単な説明をすることができる。

(GER: CEFRドイツ語版より筆者意訳) [16]

CEFRの尺度はある言語の標準的な形をその言語使用者がどの程度理解および運用できるのかの最大限の能力を評価するものである。しかし〈軽い言語〉および〈簡単な言語〉の場合は言語能力の評価ではなく、言語スキルの限られた人、あるいはある特定の読者に理解できるテキストを提供するために、これらの尺度がテキスト作成の基準とならなければならないということである。対象者には可能な限りわかりやすいテキストでなければならない。

このように様々な試みの中から〈易化言語〉が運用されているわけであるが、外国語のように安易に翻訳機などを使用することができないため、当事者による翻訳や訳文のチェックに加えて、レベルを確認するアプリも開発されている[17]。こうしたテキストの編集、出版が行われている中で、重要なことは〈易化言語〉を使用するにあたり実際にそれらの恩恵を受ける当事者の意見、モニター、構成などのチェックが欠かせないということであろう。これらの〈易化言語〉は3段階(CEFR A1~B1)のレベルに合わせてチェックされ適切なテキストの簡易化が進められているのである。

5. まとめ

ドイツ語圏においては、標準公用言語としての「高地ドイツ語」(Hochdeutsch)があるが、公的に使われている言語変種には、さらに2種類ありそれぞれ使い分けられている。〈軽い言語〉は主に認知障がい、学習障がいがある人を対象にしており、彼らの社会参加のために法的整備がある。他方、〈簡単な言語〉は主に読解力の弱い人々、ドイツ語能力が年齢相応でない人々およびドイツ語学習者が対象であり、決まった規則はなく、文法的には標準語に近く、語彙的には〈軽い言語〉に近い特徴がある。〈簡単な言語〉は、標準言語と〈軽い言語〉の中間的言語変種であ

り、幅広い読者が利益を得ることができ、決まった規則がないため応用もしやすい。こうした言語変種や各コミュニティの言語は世界言語権宣言によって、すべての言語が個人的にも社会的にもその使用権利が保障されている。他者を排除しないという姿勢が大切である。これからの多様社会において、特に人口減少が止まらない日本社会では、移民者のみならず万人が日本語の理解ができ、またその社会の中に入っていきけるだけの言語政策の整備が不可欠であると考えられる。

現在、日本に住む外国人は増え続けている。いつまでも一時的な客扱いはできないであろう。彼らが本当に日本社会になじみ、社会の一員として日本で活躍していくためにも、日本ができることは少なからずあるはずである。日本が彼らを必要としているのであればなおさらである。日本にも「やさしい日本語」があるが、それは成立の発想が全く異なる。「やさしい日本語」は、災害時における情報の保証という経緯で成立しているが、ドイツにおける易化言語は言語権が背景にある。ドイツに易化言語が2種類あるように、日本にも「やさしい日本語」以外の言い換えがあってもよいのではないか。「やさしい日本語」は非日本語母語話者を対象にしている面が強く、それ以外の人は視野に入っていないように見えるが、日本語母語話者にもわかりにくい文章は日本にも存在する。日本語はまだまだ、言文に乖離のある言語である。それらの文章をわかりやすく言い換えるという発想が日本にも必要なのではないか。外国人のためのやさしい日本語だけではなく、日本語コミュニティの中で万人に理解される言葉の推進こそが求められてはいないだろうか。そして、ただやさしく易化するだけでなく、日本語なら日本語らしい言語的特色を維持しつつ使用者のレベルに合わせた使い分けがなされるべきであろう。

謝辞

2年間丁寧にご指導いただいた大橋理枝放送大学教授に感謝の念を表します。また、合同ゼミでご指摘・助言をいただいた滝浦先生、宮本徹先生、ゼミ生の皆さんにも感謝の意を表します。そして、興味を示してくださったすべての方々にも御礼申し上げます。

文献

- [1] 出入国管理庁資料「令和5年末現在における在留外国人について」(令和6年3月22日) 出入国在留管理庁(法務省) ホームページ (2024年10月12日参照)
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00040.html
- [2] OECD資料“OECD International Migration Database”(2008-2018) (2023年8月26日参照)
<https://www.oecd.org/els/mig/keystat.htm>
- [3] ドュッセルドルフ市ホームページ (2022年11月19日参照)
<https://www.duesseldorf.de/>
- [4] ドイツ言語協会 (Gesellschaft für deutsche Sprache eingetragener Verein in Wiesbaden und beim Duetschen Bundestag ; GfdS) ホームページより“Leichte und Einfache Sprache” [「〈軽い言語〉と〈簡単な言語〉」 (2022年11月19日参照)
<https://gfdS.de/leichte-und-einfache-sprache/>
- [5] Berufsgenossenschaft für Gesundheitsdienst und Wohlfahrtspflege; BGW) ホームページよりWas ist Leichte Sprache / Die wichtigsten Regeln für Leichte Sprache [「〈軽い言語〉とは何か / 〈軽い言語〉の最重要原則」] (2022年11月19日参照)
<https://www.bgw-online.de/bgw-online-de/was-ist-leichte-sprache--28842>
- [6] 障がい者平等法 (BGg) ホームページ (2023年8月26日参照)
<https://www.gesetze-im-internet.de/bgg/index.html#BJNR146800002BJNE000003377>
- [7] rinke.tv kommunikation “Kritik an der Leichten Sprache-7Missverständnisse” [「〈軽い言語〉に対する7つの批判」] (2023年10月7日参照)
<https://www.rinke.tv/leichte-sprache/kritik-an-der-leichten-sprache-7-missverstaendnisse/>
- [8] 出版社 Spaß am Lesen Verlagホームページ (2023年10月7日参照)
<https://einfachebuecher.de/UEber-uns/>
- [9] WDR西ドイツ放送ホームページ (2023年10月7日参照)
<https://www1.wdr.de/hilfe/leichte-sprache/index.html>
- [10] 世界言語権宣言 Declaration universelle des droits linguistiques (Conference mondiale des droits linguistiques : Declaration de Barcelone UNESCO Paris 1996)
- [11] Anne Friesホームページより“Was ist Leichte Sprache, was ist Einfache Sprache – Eine Erklärung mit Beispieltexen von Aleksandra Brundiers” [「〈軽い言語〉とは何か、〈簡単な言語〉とは何か。アレクサンドラ・ブルンディヤーズの例文による解説」] (2022年5月21日参照)
<https://www.anne-fries.de/was-ist-leichte-sprache/>
- [12] International Plain Language Federation (国際平易言語連盟) ホームページ (2023年2月8日参照)
<https://www.iplfederation.org/plain-language/>
- [13] Kellermann, Gudrun (2014) Leichte und Einfache Sprache – Versuch einer Definition, Aus Politik und Zeitgeschichte 64, Jahrgang 9-11/2014 [「〈軽い言語〉と〈簡単な言語〉 – 定義への試み」]
- [14] Netzwerk Mensch Zuerst (ネットワーク・ピーポーフ

多様社会における「易化言語」の役割の考察
ー ドイツ語圏における言語変種の使い分けからみえるもの ー

アーストドイツ版) “Die Geschichte der Leichten Sprache” [〈軽い言語〉の歴史] (2023年8月26日参照)
<http://www.menschzuerst.de/pages/startseite/leichte-sprache.php#>

- [15] Sabine Manning (2020) “Lesen auf leichtem level”
Multisprech(20. März 2020)
[やさしいレベルで読む] による (2023年6月17日参照)
<https://multisprech.org/2020/03/20/lesen-auf-leichtem-level/>
- [16] Gemeinsamer Europäischer Referenzrahmen für Sprachen (GER) CEFRドイツ語版 (2022年12月17日参照)
<https://www.europaeischer-referenzrahmen.de/>
- [17] capito digital人工知能による〈軽い言語〉への翻訳機能 アテンボ協会 (atempo verrein) 開発 (2023年8月15日参照)
<https://www.capito.eu/#:~:text=capito%20digital%20ist%20ein%20AI,Social%20Media%2C%20Webseite%20oder%20Texteditor.>